

新潟空港利用者利便向上協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会は、新潟空港利用者利便向上協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、空港法第3条に規定する「空港の設置及び管理に関する基本方針」に沿って関係者が相互に連携及び協力し、新潟空港の利用者の利便の向上を図ることを目的とする。

(構成機関)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関をもって構成する。

(議 長)

第4条 協議会に議長を置き、新潟空港事務所長をもって充てる。

2 議長は、協議会を代表し会務を総理する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、新潟空港事務所総務課に置く。

(招 集)

第6条 協議会は、議長が招集する。

2 構成機関は、議長に対し、協議会の招集を要請することができる。

(運 営)

第7条 協議会は構成機関代表の過半数の者が出席しなければ、開催することができない。

2 協議会の議決案件は、出席している構成機関代表の全員の同意によれない場合には、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。この場合において、議決案件に直接関係すると議長が判断する構成機関代表の同意が得られなければ、当該議決案件は否決されたものとみなす。

(幹事会)

第8条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会のもとに幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営については、議長が別途定める。

(専門部会)

第9条 協議会の目的に沿った専門的な事項を協議するため、協議会のもとに専門部会を

置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営については、議長が別途定める。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議決をもって定める。

附 則

1. この規約は、平成22年3月25日から適用する。

2. 「新潟空港利用促進連絡会規約」(平成16年6月17日新総第142号)は平成22年3月25日をもって廃止する。

附 則

1. この規約は、平成27年12月16日から適用する。

附 則

1. この規約は、平成29年 3月14日から適用する。

附 則

1. この規約は、平成30年 3月19日から適用する。

附 則

1. この規約は、平成31年 3月14日から適用する。

附 則

1. この規約は、令和 2年 3月11日から適用する。

附 則

1. この規約は、令和 3年 7月12日から適用する

別表

令和3年7月12日現在

構成機関
東京航空局 新潟空港事務所 北陸信越運輸局 交通政策部 北陸信越運輸局 観光部 北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所 東京税関新潟税関支署 新潟空港出張所 東京出入国在留管理局 新潟出張所 新潟検疫所 新潟空港出張所 新潟県 交通政策局 新潟市 都市政策部 新潟空港ビルディング(株) (一財)空港振興・環境整備支援機構 新潟事務所 日本航空(株) 新潟空港所 全日本空輸(株) 新潟空港所 (株)フジドリームエアラインズ 新潟空港支店 ピーチアビエーション(株) 新潟空港代表 大韓航空(株) 新潟支店 中国東方航空公司 新潟支店 中国南方航空股份有限公司 新潟支店 新潟航空サービス(株) 新潟交通(株) (公社)新潟県バス協会 新潟市ハイヤータクシー協会